

様式第20（第11条関係）

【書類名】 特許料納付書  
（【提出日】 令和 年 月 日）  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【特許番号】  
【請求項の数】  
【特許権者】  
【氏名又は名称】  
【納付者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分

【特許料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記録する。
- 2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」（備考3に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記録する。
- 3 特許法施行規則第69条第2項の規定による共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。（○○○○ 持分○／○）」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。（○○○○ 持分○／○）」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合 ○／○」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する。
- 4 特許法施行規則第69条第4項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかった理由について具体的に記載する。
- 5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2並びに様式第19の備考2から4まで、7及び8と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考4中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と、備考7中「備考6」とあるのは「備考3」と、備考8中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、「特許出願人」とあるのは「特許権者」と読み替えるものとする。